

平成17年11月11日

## 林業公社等にかかる金融問題検討会 設立趣意書

林業公社等は、昭和34年の長崎県・対馬林業公社の発足以降、戦後の拡大造林政策の一翼を担って各都道府県の主導により「森林資源の充実」、「国土の保全」、「山村地域の振興」等のために薪炭林地帯等の自営造林が進みがたい地域において、43万ヘクタールの計画的・集中的な造林と森林整備を推進してきた。

しかしながら、この間において森林・林業を取りまく環境は大きく変わり、国民の森林に対する期待は、木材生産を主体とした機能から、水源かん養や二酸化炭素吸収源といった公益的機能の重視へと変化している。また、伐採方法も皆伐を主体とした施業方法から、伐期の長期化や複層林化へと変化してきている。

公社等は、創設時の経緯からその事業費の全てを補助金と借入金で調達せざるを得ない状況であり、特に年間1万ヘクタール以上を新規に造林していた昭和40～50年代は事業費の6割前後を公庫資金を主体とした借入金に依存しており、この結果、今日の公社の負債額は総額で1兆800億円まで拡大している。

本来であれば、公社林を含む民有林への期待度が公益的機能に大きく転換した際に、これらの森林整備に要してきた借入金への対策も検討する必要があったと考えられるが、残念ながらそうした議論や対策は十分にはなされておらず、このことが今日、ほとんどの林業公社の経営問題として、県民や議会から解決策を求められている所以である。

もちろん解決のための各公社・県の自助努力は当然であるが、地方財政が厳しくなる中、いずれの公社等も依然として保育から間伐期の要保育林分を多く抱えるなど、今後の森林整備のあり方やその前提となるこれまでの債務への対応策等共通かつ喫緊の課題は多い。

以上から、「森林整備法人等の経営改善を推進するための森林県連合」と「農林漁業金融公庫」が中心となって、下記の事項を検討するために標記の検討会を設立する。

### 記

1. 林業公社の経営問題に対する金融面からの支援のあり方
2. 上記支援の実現のための方策